

～「時効」、「保証」、「債権譲渡」、「弁済／相殺」の徹底理解～ 民法改正に伴う債権管理・回収実務への影響と対策

【日時】 2019年 9月5日(木) 14:00～17:00

【会場】 東京・平河町 厚生会館5階・青竹の間 【TEL】 03-3264-1241

【講師】 弁護士法人東町法律事務所 東京事務所 弁護士 木下 雅之 氏

1. 時効に関する規律の改正と留意点
 - ① 時効期間と起算点に関する通則の見直し
 - ② 時効障害事由の整理（時効の更新・完成猶予、協議合意による完成猶予制度の新設等）
 - ③ 実務上の対応
2. 保証に関する規律の改正と留意点
 - ① 根保証に対する規制の拡大
 - ② 保証人保護の拡充（情報提供義務に対する債権者の対応等）
 - ③ 実務上の対応
3. 債権譲渡に関する規律の改正と留意点
 - ① 譲渡禁止特約付き債権の取扱い（譲渡禁止から譲渡制限への発想の転換）
 - ② 将来債権の譲渡
 - ③ 実務上の対応
4. 弁済／相殺に関する規律の改正と留意点
 - ① 第三者弁済の要件緩和
 - ② 債権譲渡と相殺（相殺可能な範囲の明確化・拡充）
5. 法定利率に関する規律の改正
 - ① 変動制の導入

【開催趣旨】

2017年5月に成立した改正民法は、2020年4月1日から施行される予定です。長年にわたり通用してきた企業の経済活動の基本法が120年ぶりに大きく変わることとなりますので、企業にとって重要な法改正であることは疑いありません。改正内容は多岐にわたりますが、本セミナーでは、改正民法のうち、主に債権管理・回収の実務に係る重要事項を概観するとともに、考えられる実務上の対応策についてもご説明したいと思います。具体的には、債権管理・回収の実務にとって特に重要であると考えられる時効管理の留意点、保証管理の留意点、譲渡禁止特約付き債権の管理上の留意点、弁済／相殺および法定利率の規律に関する改正などの分野を中心に、可能な限り具体例を交えながら取り上げる予定にしています。多くの方々のご参加をお待ち致しております。

【講師紹介】

木下 雅之氏

2006年司法試験合格、2007年弁護士登録、同年東町法律事務所（現弁護士法人東町法律事務所）入所。上場企業および中小企業等の法律顧問として、会社法、労働法、独占禁止法、契約実務、債権回収、損害賠償など、企業が日々直面する問題について助言と対応を行っている。2016年より立正大学法学部非常勤講師。現在に至る。

●受講料● 1名（税込み、資料代含む）

正会員	32,400円	本体価格 30,000円
一般	35,640円	本体価格 33,000円

●正会員の登録の有無など、よくあるご質問（FAQ）は、当会ホームページでご確認いただけます。

（〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕）

●お申込み後（開催日1週間～10日前までに）受講票・請求書をお送り致します。

●お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。

●最少催行人数に満たない場合ほか、諸般の事情により開催を中止させていただく場合もございます。

●本申込書をFAXでお送りいただく際は、ご使用のFAX機の使用法（O発信の有無など）をご確認の上、番号をお間違えないようご注意ください。

一般社団法人企業研究会

担当：福山 E-mail: fukuyama@bri.or.jp

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2 MFRP 麹町ビル 2F

TEL 03-5215-3550 FAX 03-5215-0951

申込方法 ホームページからのお申込みが便利です。 <https://www.bri.or.jp>

企業研究会セミナー

検索

191631-0306		2019.9.5	
申込書 民法改正に伴う債権管理・回収実務への影響と対策			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所 属 職	
Eメール			

【個人情報の利用目的】お客様の個人情報は、お申込受付後のご連絡やご請求等を行うため、また、ダイレクトメールの発送等、当会主催の各種事業をご案内するために利用させていただきます。